

項目		4～6月	7～9月	10～12月	1～3月	水質基準等
気	温 (°C)	23.4	28.9	12.2	8.5	
水	温 (°C)	21.0	27.0	15.0	10.2	
<b>定期水質検査結果(2か所)</b>						
1	一般細菌(個/mL)	0	0	0	0	1mL中集落数が100以下であること
2	大腸菌(定性)	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物(mg/L)	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003mg/L以下であること
4	水銀及びその化合物(mg/L)	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	0.0005mg/L以下であること
5	セレン及びその化合物(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下であること
6	鉛及びその化合物(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下であること
7	ヒ素及びその化合物(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下であること
8	六価クロム化合物(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L以下であること
9	亜硝酸態窒素(mg/L)	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04mg/L以下であること
10	シアン化物イオン及び塩化シアン(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下であること
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素(mg/L)	0.35	0.42	0.33	0.44	10mg/L以下であること
12	フッ素及びその化合物(mg/L)	0.10	0.11	0.11	0.10	0.8mg/L以下であること
13	ホウ素及びその化合物(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1.0mg/L以下であること
14	四塩化炭素(mg/L)	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002mg/L以下であること
15	1,4-ジオキササン(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L以下であること
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.04mg/L以下であること
17	ジクロロメタン(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.02mg/L以下であること
18	テトラクロロエチレン(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下であること
19	トリクロロエチレン(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下であること
20	ベンゼン(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下であること
21	塩素酸(mg/L)	<0.05	0.06	0.06	<0.05	0.6mg/L以下であること
22	クロロ酢酸(mg/L)	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.02mg/L以下であること
23	クロロホルム(mg/L)	0.004	0.010	0.006	0.003	0.06mg/L以下であること
24	ジクロロ酢酸(mg/L)	0.002	0.005	0.002	0.002	0.03mg/L以下であること
25	ジブロモクロロメタン(mg/L)	0.003	0.003	0.003	0.002	0.1mg/L以下であること
26	臭素酸(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01mg/L以下であること
27	総トリハロメタン(mg/L)	0.011	0.020	0.014	0.008	0.1mg/L以下であること
28	トリクロロ酢酸(mg/L)	0.004	0.008	0.004	0.003	0.03mg/L以下であること
29	ブロモジクロロメタン(mg/L)	0.004	0.007	0.005	0.003	0.03mg/L以下であること
30	ブロモホルム(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.09mg/L以下であること
31	ホルムアルデヒド(mg/L)	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.08mg/L以下であること
32	亜鉛及びその化合物(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1.0mg/L以下であること
33	アルミニウム及びその化合物(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2mg/L以下であること
34	鉄及びその化合物(mg/L)	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	0.3mg/L以下であること
35	銅及びその化合物(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	1.0mg/L以下であること
36	ナトリウム及びその化合物(mg/L)	6.2	6.6	6.7	6.6	200mg/L以下であること
37	マンガン及びその化合物(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.05mg/L以下であること
38	塩化物イオン(mg/L)	7.1	6.9	7.3	8.1	200mg/L以下であること
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)(mg/L)	17.1	19.3	19.4	17.1	300mg/L以下であること
40	蒸発残留物(mg/L)	47	50	52	57	500mg/L以下であること
41	陰イオン界面活性剤(mg/L)	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	0.2mg/L以下であること
42	ジェオスミン(mg/L)	<0.000001				0.00001mg/L以下であること
43	2-メチルイソボルネオール(mg/L)	<0.000001				0.00001mg/L以下であること
44	非イオン界面活性剤(mg/L)	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.02mg/L以下であること
45	フェノール類(mg/L)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.005mg/L以下であること
46	有機物(全有機炭素(TOC)の量)(mg/L)	0.44	0.52	0.45	0.43	3mg/L以下であること
47	pH値	7.3	7.4	7.5	7.4	5.8以上8.6以下であること
48	味	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
49	臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
50	色度(度)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	5度以下であること
51	濁度(度)	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	2度以下であること
<b>毎日水質検査(1か所)</b>						
1	色	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
2	濁り	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
3	消毒の残留効果(遊離残留塩素)(mg/L)	0.4	0.6	0.6	0.4	0.1mg/L以上(衛生上の措置)

注1

注1

注1

注2

注2

注1

注1

注1) これらの項目は、浄水場から蛇口の間で量が変化しないため、府中浄水場出口での結果を載せています。

注2) これらの項目は、発生時期に月1回の頻度で検査しています。